

4 新令第八十三条の五の規定の適用については、同条に規定する固定資産の取得価額には、当該固定資産につき既にその償却費として各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の累積額に新令和二年改正前法人税法施行令第八十三条の四に規定する割合を乗じて計算した金額を含まないものとする。

5 新令第八十七条の二第一項の規定の適用については、同項に規定する固定資産の取得価額には、当該固定資産につき既にその償却費として各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額の累積額に新令和二年改正前法人税法施行令第八十五条第一項第三号に掲げる金額のうち同条第二項に規定する保険差益金の額に同条第一項に規定する圧縮基礎割合を乗じて計算した金額の占める割合を乗じて計算した金額を含まないものとする。

(通算完全支配関係に準ずる関係等に関する経過措置)

第五節 新令第十二条の二第三項の規定は、通算法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(有価証券の単位当たりの帳簿価額及び時価評価金額に関する経過措置)

第六節 新令第十九条の三第五項から第八項まで及び第十九条の四(新令第十九条の三第五項に係る部分に限る。)の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

2 新令第十九条の三第五項の他の通算法人が、令和二年改正法附則第二十九条第一項の規定により法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認があったものとみなされた内国法人(令和二年改正前法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人であったものに限る。以下この条において「経過連結親法人」という。)の施行日の前日の属する連結事業年度終了の日において当該経過連結親法人との間に連結完全支配関係(令和二年改正前法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)があった内国法人(同日の翌日において当該経過連結親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったものを除く。第四項において「経過連結子法人」という。)である場合における当該他の通算法人に係る新令第十九条の三第七項第一号に規定する通算完全支配関係発生日は、当該他の通算法人が当該経過連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日とする。

3 経過連結親法人が、施行日以後最初に開始する事業年度終了の日までに、経過適格合併(当該事業年度開始の日以前に行われた適格合併のうち、経過対象子法人(その適格合併の日の前日において当該経過連結親法人との間に連結完全支配関係があった法人をいう。以下この項において同じ。)を被合併法人及び合併法人とするもの並びに経過対象子法人のみを被合併法人とする合併で法人を設立するものをいう。以下この項及び次項において同じ。)に係る被合併法人を新令第十九条の三第六項の他の通算法人と、当該経過適格合併が行われたことを同項第二号の通算終了事由と、当該被合併法人が当該経過連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日を同条第七項第一号に規定する通算完全支配関係発生日と、それぞれみなして同条第六項の規定を適用するものとした場合に同項第二号に掲げる金額として計算される金額につきこの項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該経過適格合併に係る合併法人の株式又は出資に係る同条第六項の規定の適用については、当該経過適格合併を同条第七項第五号に規定する通算内適格合併と、当該計算される金額を同項第六号に規定する被合併法人調整勘定対応金額と、それぞれみなす。

4 新令第十九条の三第六項の他の通算法人(経過適格合併に係る被合併法人を含む。以下この項において「経過連結子法人等」という。)が連結完全支配関係発生日(当該経過連結子法人等が同条第六項の内国法人に係る通算親法人である経過連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなった日)をいう。以下この項において同じ。)の前日の属する事業年度(平成二十九年十月一日前に終了したものに限り)において令和二年改正前法人税法第六十一条の十一第一項又は第六十一条の十二第一項の規定の適用を受けていた場合には、当該経過連結子法人等の

株式又は出資に係る新令第十九条の三第六項第二号に規定する減算した金額(前項の規定によりみなして計算される同号に規定する減算した金額を含む。以下この項において「調整対象金額」という。)は、当該調整対象金額から当該連結完全支配関係発生日において当該経過連結子法人等が有する営業権(法人税法施行令第二百一十二条の十第三項に規定する独立取引営業権を除く。)の価額(当該営業権が当該調整対象金額の計算の基礎となった新令第十九条の三第七項第三号口に掲げる資産に該当する場合には、当該営業権に係る同号口に定める金額のうちその計算の基礎となった部分の金額を控除した金額)に相当する金額を減算した金額とする。

5 新令第十九条の三第十項から第十六項まで及び第十九条の四(新令第十九条の三第十項から第十六項までに係る部分に限る。)の規定は、法人が令和二年四月一日以後に開始した事業年度において受ける新令第十九条の三第十項に規定する対象配当等の額について適用する。

(損益通算の対象となる欠損金額の特例に関する経過措置)

第七節 新令第三十一条の八の規定は、通算法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(資産の時価評価等に関する経過措置)

第八節 新令第三十一条の十五、第三百一十一条の十七及び第三百一十一条の十九の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(少額減価償却資産等に関する経過措置)

第九節 新令第三百三十三号及び第三百三十三号の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産については、なお従前の例による。

(留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置)

第十節 新令第三百三十九号の十の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

(第二条の規定による改正に伴う資本金等の額に関する経過措置)

第十一節 新令和二年改正前法人税法施行令第八十八条第一項第十八号(口に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に同号に規定する資本の払戻し等を行う場合について適用する。

(第二条の規定による改正に伴う所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等に関する経過措置)

第十二節 新令和二年改正前法人税法施行令第二十三条第一項第四号(口に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行われる同号に規定する払戻し等について適用する。

(第二条の規定による改正に伴う国庫補助金等の範囲に関する経過措置)

第十三節 新令和二年改正前法人税法施行令第七十九条第四号の規定は、法人が施行日以後に交付を受ける同号に掲げる助成金について適用する。

(第二条の規定による改正に伴う少額の減価償却資産等に関する経過措置)

第十四節 新令和二年改正前法人税法施行令第三百三十三号及び第三百三十三号の二の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第十五節 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「次項において同じ」及び「次項において「対象配当等の額」という。」を削り、同条第二項中「受ける」の下に「法人税法施行令第十九条の三第十項に規定する」を加え、新令第十九条の三第九項第三号を「同条第十二項第三号」に、同条第七項から第十三項まで及び新令第十九条の四を「同条第十項から第十六項まで及び同令第十九条の四(同令第十九条の三第十項に係る部分に限る。)」に、新令第十九条の三第七項を「同令第十九条の三第十項」に、「第十三項」を「第十六項」に改める。